

# 施工体制台帳の記載内容と添付書類

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者である元請負人は、施工体制台帳に元請負人に関する事項を記載するとともに、一次下請負人に関する事項も記載し、添付すべき書類を揃えなければなりません。

また、下請負人から提出のあった再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。

下請負人(一次下請以降)が再下請負を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ添付すべき書類と併せて、元請負人に提出しなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元 請	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆元請負人に関する事項</li> <li>○発注者から請負った工事内容</li> <li>○建設業許可の内容</li> <li>○健康保険等の加入状況</li> <li>○配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>○外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> <li>★一次下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種</li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者との契約書の写し</li> <li>○下請負人との契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)</li> <li>○配置技術者(監理技術者等)が資格を有することを証する書面 (専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る)</li> <li>○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し (国家資格等の技術検定合格証明等の写し)</li> <li>○配置技術者(監理技術者等)の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)</li> </ul>
下 請	<ul style="list-style-type: none"> <li>★一次下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種</li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> <li>◆再下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種</li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再下請負人との契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)</li> </ul>

※建設業許可の内容は、建設業の許可の写し等で確認できます。

公共工事においては、再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額が記載されていなければなりません。

ここでいう公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。

(施行規則第14条の2)

工事の目的物の引渡を行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。



施工体制台帳

工事の目的物の引渡から5年間保存

